

平成21年10月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時07分 開議)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|---------|------|
| 町長 | 小泉勝 |
| 総務課長 | 新木利夫 |
| 富来支所長 | 小山剛 |
| 企画財政課長 | 柴田一廣 |
| 情報推進課長 | 石川喜治 |
| 税務課長 | 藤田好博 |
| 住民課長 | 小谷正衛 |
| 子育て支援課長 | 狩野博 |

健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	横 川 外 治
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	吉 村 收 市
建設課長	西 清 一
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	高 瀬 清
会計管理者	堤 谷 一 博
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	萬 上 巧

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	中 村 久 明
書 記	西 清 孝
書 記	岡 部 太 郎

(議事日程)

日程第1 町長提出 報告第17号及び議案第80号ないし第100号
並びに認定第1号ないし第13号並びに町政一般
(質疑、質問)

日程第2 町長提出 議案第80号ないし第100号
(委員会付託)

日程第3 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出 認定第1号ないし第13号
(委員会付託)

追加日程1 町長提出 諮問第1号及び第2号、同意第2号及び第3号
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 議)

戸坂 忠寸計議長 ただ今から本日の会議を開きます。
議会だよりの掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 町長提出 報告第17号及び議案第80号ないし第100号並びに
認定第1号ないし第13号並びに町政一般

(質疑、質問)

戸坂 忠寸計議長 続いて、町長から提出のありました、報告第17号及び議案第80号ないし第100号並びに認定第1号ないし第13号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

議事進行上の都合によって、本日の質疑及び一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、執行部側の答弁も含め、概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

8番 富澤 軒康 君。

富澤 軒康議員 はい、議長。

皆さんおはようございます。小泉新町長におかれましては、町を二分する熾烈な選挙戦を制したことに對しまして勝者をたたえて、共に選ばれた公人といたしまして心からお祝いをお寄せさせていただきます。おめでとうございます。また、細川前町長におかれましては、旧志賀町時代そしてまた合併後初代町長として町政の振興発展に尽くされた輝かしいご功績に對しまして心から敬意と慰労を申し上げる所でございます。

まず、はじめに、町長は議会デビュー初日の提案理由説明の冒頭で町政運営に対する所信表明をされたわけでありまして、私はその表明を聞いておりまして、いささかも足りなさを感じた所でございます。と申しますのは、町長がお話しになりました5つの重点、5つの拓くは、あくまでも町づくりの方法、手段であって、私は町長が選挙期間中に支持者ならびに選挙民に熱く語られたであろう、志賀町をこのような町にするんだ、そしてまた町民と共に未来の子供たちのために、すばらしい町にしていくんだという、そういった熱い想い、将来のビジョンというものを熱く語られるそういったものがもっともっと語ってほしかったというのが私の素直な感想であります。また、ケーブルテレビも放映されたわけでありまして、そ

のような将来のビジョンを今後も皆さんに語ってほしいということをお願いいたします。

本日、私は先の通告に従いまして、主に町長のマニフェストの中身について、疑問に思うこと、また補足説明をしていただきたいこと、そんな中での私の提案を含めて質問をさせていただきます。マニフェストの中にある5つの重点政策という項目があります。その1番に、健全財政を拓く、スピードのある財政改革で、まずは黒字化を目指すという文言があります。町長は、このマニフェストをつくるにあたり、志賀町のいつ頃の決算書を見たくてマニフェストを作成をしたのかどうかをまずお聞きいたします。また、町長の言う健全財政とは、どのような財政であるのかも重ねてお聞きいたします。

私は、なぜ冒頭にこのような質問をしたのかと申しますと以下にも述べさせていただきますが、この町長のマニフェストを見れば町民は「え、志賀町の財政は、毎年毎年赤字だったの」というふうにおそらくはとらえたのかなというふうに思うからであります。志賀町の財政は決算上、毎年黒字であります。このような点からまず一番初めにこのことを質問したわけであります。また、マニフェストの大見出しで、町の財政は今火の車と書いてあるわけではありますが、この文言は町民に対して、選挙期間中大変な危機感と不安感を抱かせたというふうに思っております。これは地方債つまり借金が増え続けているがゆえに、そのような言葉を使ったのでしょうか。たしかに一般会計、特別会計、企業会計、すべて合わせると20年度決算では363億円町民1人当たり換算すると150万円、決して小さい額ではありません。毎年増加をしています。何も借金をせずに、自主財源だけで色々な施策、そしてまたすべてができれば、それに越したことはありません。私はこの町債は、志賀町民の暮らしを守るべく、社会、教育、医療、生活の利便性を考え色々と施策がゆえの資本投資をしてきた結果であらうと思っております。確かに町長が言うように、将来の私どもの子供、孫たちに大きな負担をかけさせては決していけません。そのとおりです。借金を減らす最大の努力が今後今まで以上に必要になってきます。私は思うに、町の借金が多いとか少ないとか、そのような額、数値のみをもって

自治体の健全化を評価することの是非を問うならば、私は全くナンセンスであるというふうに思っております。平成20年度の決算によれば、あえて数字は省きますが本町の財政基盤の強さを示す、財政力指数、また財政構造の弾力性を表す経常収支比率、そしてまた、議会初日に町長も交えた全協の場で説明があった20年度決算値においては財政健全化判断比率の項目すべてが現在志賀の財政は良好なおかつ黒字であります。20年度決算のこの数値を見て、現状を良しとするのか、普通であると思うのか、最悪と思うのか、人それぞれの思い、考え方であろうと思いますが、町長のマニフェストに書かれてある大見出しの火の車という文言と照らし合わせてご意見を聞かせください。

また、マニフェストの中にある歳入が減り続けますという文言があります。これは経済状況、少子化等々の理由から我が町ではなく他の市町、そういう傾向にあります。これも理解できます。しかしその下の文章、基金、つまり貯金が減り続けると書いてあるのはどういったことでしょうか。基金を取り崩さない限り基金、貯金は減りません。20年度の決算においては前年度より町の基金が19億円増加しているわけではありますが、今後は減らすも増やすも小泉町長の力量しだいであるというふうに私は思っております。いかがでしょうか。

次に、若者の雇用を拓くであります、確かに若者のIターンUターンの受け皿としての働く場所の確保は、町づくりにおける必要条件であります。しかし今後ますます高齢化が進むことを考えれば、私は若者だけではなく定年退職つまりリタイアした後の雇用の場をも含めた形での施策を同時に今後真剣に考えていく必要があるのだというふうに思います。どうでしょうか。このような経済不況、社会不況のもとでは企業誘致は、色々な志賀町のような好条件があったにせよ進出は非常に今みたいには難しい時代であろうかというふうに思います。だから、私は企業誘致は無駄な抵抗であるから、しない方がいいと言っているのではありません。私はこのような時代、時だからこそあえてマニフェストに書いてあるとおり企業誘致プロジェクトを立ち上げて、公言をしているとおり町長自らがトップセールスマンとなり全国を駆け回り奮闘努力をしていただくことを私は期待を

しております。私は町づくりに必要な条件は、定住人口ならびに交流人口の拡大であるというふうに思っております。今、輪島市、七尾市などは学校の修学旅行の誘致、そしてまたスポーツ、文化関連クラブの合宿の誘致、里山海山を中心としたグリーンツーリズムの誘客に非常に力を入れております。人が来ればそこから確実に雇用が生まれますし、また、色々な経済面の効果もしかりであります。そういうことも考えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。私は企業誘致や今私が提案した修学旅行等の誘致に本腰を入れるのであれば、今、商工観光課にある企業誘致対策室を企業等誘致課に昇格をすべきであるというふうに思います。私はこのことが今後志賀町の町づくりにとって非常に大切である重要であるというふうに思います。

また、マニフェストの中に3つの行動指針というのが明記してあります。その中で、町の職員の能力とやる気を最大限に引き出しますという指針が書かれてあります。よく言われますように役場は町民のための最大のサービス業であります。また、役場ならびに職員は、今後ますます少子高齢化時代に対応するために、待ちの姿勢ではなく、こちらから進んで対応していくという積極的意識を持たなければならないというふうに思っております。まだまだ日本国は中央集権国家ではありますが、民主党政権となった今、今後ますますよりいっそう地方分権時代へと移行していくわけではありますが、それに伴って地域間競争がますます激化していきます。職員1人1人がより今まで以上にしっかりとサービス、そしてまた町民のためであるという認識が町政発展のためというふうに私は自覚をしております。町長も同じ思い、考えであろうかというふうに思います。そこで質問いたしますが職員のやる気と能力をどのように引き出すのかを具体的な取り組みと今後の考えをお聞かせください。また、就任してから各担当課へ、第一番にどのような指示をなされたのかも併わせて質問をいたします。

平成17年9月に旧富来町、旧志賀町が合併をし、その後、新町まちづくり計画に基づいて、順調に私は町づくりが進んできているものというふうに認識をしております。その当時、町長は県議会議員であられたわけではありますが、この合併をどのように考え、とらえていたのかを質問いた

します。

また、旧富来町民の切実な願いは合併時における協定項目の不均一項目を一刻も早く統一化してほしいという願いであります。これらに関しては選挙期間中、旧富来町民と顔を合わせる事、話すことがあり町長も切実にこれを感じ取ったというふうに私は思います。おかげさまで、細川前町長の配慮で固定資産税率、そしてまた街灯管理、町単の土地改良の地元負担率等を前倒していただきました。しかし、まだまだ国民健康保険税、上下水道、町道の工事地元負担率等々の不均一項目が平成27年、28年度に統一となっているわけでありまして。これを限りなく早急に町長の英断で統一していただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。町長の見解をお願いをいたします。

そしてまた、旧志賀町における地域振興費としての自治振興基金があるわけではあります、この基金について町長はどのように認識されておいでなのかをお聞きいたします。また、当然私はこの基金について継続をしていくであろうというふうに思っているわけではあります、その考えもお聞かせください。もしもそうであるとするならば、旧志賀町だけではなく私は旧富来町にも金額はさておいて新設を願うものであります。

最後になりますけれども、また、今まで年に2回タウンミーティング、町政懇談会をしていたわけではあります、今後、年に数回行う予定をしているそうではあります、とりあえず11月から第1回目を行うと聞いております。選挙期間中は一方的に自分の思い、考え方を町民に話しかけてきたわけではあります、今度は町民の考え、そしてまた思いをしっかりと聞く機会であるということです。私はそういう機会を早急に行うことは大変良いことだと思っておりますし、ぜひ開催をしていただくことをお願いをいたします。また、月に2度水曜日に直接、町長と対話できる町長談話室を開設するとのことではあります、色々なトラブル等も予想されますが、ぜひともこれも継続をしていただきたく思います。また、暮らしの安心を拓くという項目の中で、高齢者1人1人を見守る優しい社会地域実現の中に、1人住まいの高齢者に役場の窓口常務を出張させるサービスも実施というふうに書いてあります。これらにつきましても、早急に体制を整

えて高齢者にとっては大変ありがたいことなので、必ずぜひとも実現をしてほしいというふうに思います。これで私の質問と提案を含めた質問を終わらせていただきます。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

富澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、私が選挙期間中に町民の方々に発言した言葉に対して提案説明の時に所信表明ではもの足りないということでありましたが、このことに関してはこれからしっかりと発言したことについては責任を持ってやっていきたいと思っております。また、質問事項に関してですが、事前に提出してある質問以外のこともたくさんありましたので、もし答弁漏れがありましたらご指摘の方をお願いいたします。

まず「健全財政を拓く」の健全とはどういうことなのかとの質問であります。先程、いつの時期の決算書を見て私がマニフェストを書き、そしてこのことを言ったのかということではありますが、平成19年度20年度の決算書を見てマニフェストを書かせていただきました。そして当町の平成19年度及び平成20年度の決算上の財政健全化判断比率を見れば夕張市のような財政破綻は、起こすようなことは、緊急性は議員がおっしゃるとおり見受けられません。しかし、近年の投資的事業にかかる建設費用は平成19年度で32億1,900万円、平成20年度で38億9,400万円といずれも30億を超えており、このままの状況が続けば、これらにかかる維持経費や平成24年度がピークとなる償還金の返済など今後の財政を圧迫することは目に見えております。そこで、現在計画されている建設計画を見直し、生活に直結するものは残し、いわゆる「ハコモノ」建設の見直しを再検討するなど、住民の皆様の意向や議会の皆様方と協議を行いながら、財源の使い道を検討し、将来の負担を見据えた財政計画の見直しを図ろうとするものであります。また、基金について取り崩しをしていないということではありますが、原子力発電所2号機分の固定資産税が入る前、つまり平成18年度までは自治体の貯金がありました。その財政調整

基金を毎年数億円ずつ取り崩してなんとか実質収支を黒字にしていたというのであります。

次に、雇用に関してのご質問であります。ご存知のように社会全体の雇用情勢はとても厳しい状況にあります。当町を含むハローワーク羽咋管内の有効求人倍率の推移では、平成18年度に全体の数字として0.95倍だったのが、今年度は極端に下がり0.13倍であり、中でも正社員となると0.16倍で、正社員の道はとても厳しい状況になっております。今朝の新聞を見ましても治山社の事業停止や大和が再生計画をし、希望退職を募るなど県内でも厳しい状況となっております。一部の製造業では国の雇用調整助成金を活用して、存続するのに必死で耐えている企業があったり、また一部では持ち直しの兆しがあるものの新たに雇用をしてもらえらるほどの見込みは立っていないのが現状で、このままでは働きたくても働く場所さえ見当たらない状況にあります。町としては既存企業へのサポートをし、雇用対策を進めていただくようお願いをすることと併せ、町の事業として、国の雇用対策事業である「ふるさと雇用再生特別交付金事業」を活用し2つの事業に町内在住者を9名雇用し、また、「緊急雇用創出交付金事業」では15の事業に89名を雇用する計画であり、この両事業には県から平成23年度事業分までの事業費として、2億2千万円余りを内示を受けて事業計画を行っているところであります。その中にはシルバー人材センターへの委託事業などもありまして、いずれの事業も年齢制限は設けておらず、全ての離職者が対象であります。これら国の雇用対策事業は半年以内の雇用や、長くても3年間限定の事業であり、抜本的な解決に至るものではありません。富澤議員ご指摘の雇用の場の確保は、若者も団塊の世代の方々も含めまして、町民生活の基盤を確保する観点からも大変重要なことであり、既存企業の動向を注視しつつも、雇用対策と併せて新たな企業誘致対策も継続しなければならないと思っております。また、企業が求める人材を養成するためには、町独自の年齢層を限定しない就職支援制度として、例えば簿記教室やパソコン教室などの講座を開設し、技能の習得を支援していきたいと考えております。来月発行される「広報しか」11月号に掲載をし、受講者の希望者を募る等と共に、町のケーブル

テレビでも案内をしていくことにしております。いずれにいたしましても、企業の発展と雇用の安定がなければ、町の安定もないと思っておりますので、今後とも議員各位のご協力をお願いしながら、国、県そして関係団体と連携をし、適切に対応させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

3点目の「職員のヤル気を引き出す」取り組みについてであります。事業改善や町民サービスの向上に積極的に取り組んだ職員を表彰したり、頑張った職員に対して希望する課への配置、現時点でも導入をしています人事評価制度の拡充などを考えています。また、職員が日常業務を行う上で、現場レベルで、こうすると効率的だとか、こうすれば町民のためになるというようなことがあればその意見を吸い上げて、職員の自発性を重視して主体的に仕事をしていただくといったことも考えております。さらに、職員が仕事をしやすいように環境を整えるとともに、しっかりと責任を持ってもらい、自分の仕事にやりがいを持てるように職務分担の在り方についても見直したいと考えています。次に各課に対してどのような具体的な指示を出したかという質問に対しましては、各課に対しては出してはおりませんが全体朝礼において、町民に対してしっかりとした挨拶ということが大事でありますのでそのことを皆さんに指示を出しました。以上であります。

すみません、まだ、たくさんありました。

次、4点目、合併時における不均一の前倒しについてであります。合併協定では、健全な財政運営の観点から、大きく分けて5年または10年を目途に調整するといった不均一項目があります。この不均一項目につきましては、町政懇談会における住民の要望などを踏まえて、税金では固定資産税の税率、地域コミュニティでは集会所施設整備の補助金、農林関係では農林道の維持管理事業、町単土地改良事業、老朽ため池整備事業などの地元負担金、土木関係では街灯の電気料金や修繕など、議会と協議をしながら前倒しで一部、不均一を是正しております。また、区道等整備事業補助金及び農林水産関係で残っている不均一の負担金につきましても、今年度中に負担金割合の調整案を作成し議会と協議しながら平成22年度か

ら統一したいと考えております。さらに、国民健康保険税につきましても、今年度中に国保総医療費などの見込みを精査するとともに、所得割、資産割、均等割、平等割の見直しを実施し、議会と協議しながらこれも平成22年度から均一課税を実施したいと考えております。次に、企業会計の水道事業につきましては、富来地域の料金を平成22年度中に中間改定をし、平成27年度においては志賀地域の例により調整をすることとなっております。今年度は、中間改定に向け準備を進めておりましたが、町政懇談会の住民の要望などを踏まえまして、現在の水道料金を仮に前倒しで統一した場合の経営シミュレーションを作成中であります。議員ご存知のとおり、水道経営は企業会計であり、独立採算制が原則でありますので料金収入での経営である以上、経営状況の把握が重要でありまして、料金の改定には欠かせないものとなっております。また、今年度は水道事業の将来像であります地域水道ビジョンも策定中でありまして、その中で事業計画、財政収支、組織体制などの経営基盤に関する項目も検討することにしております。今後は経営シミュレーションの結果や地域水道ビジョンを考慮しながら、水道料金の統一の前倒しを前向きに検討するとともに、議会と協議しながら平成22年度中には料金の統一を実施したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

もう1つありましたね。最後に、自治振興基金についてのご質問であります。合併協定の中で、原子力発電所立地に伴う地域振興として、地域の振興事業に充当するための基金を積み立てるとなっております。この協定事項につきましては、志賀地域における自治振興事業の補助金に充当するため基金を積み立て、運用を進める場所であると認識をしております。平成19年度から原子力発電所2号機分として積み立てている基金は、今年度で積み立てが終わりますが、同時に今年度から基金の取り崩しも行っているところであります。今後の予定ですが、自治振興事業は、1号機分から数えて10年以上を経過していることから、平成26年度をもって制度を終了したいと考えており、地元にも計画的な利用をお願いしているところであります。また、富来地域における同様の制度の創設については、新たな財源が必要とすることから中々難かしいと思っておりますが、該当基金事

業以外の事業として対応をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。以上であります。

戸坂 忠寸計議長 7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

おはようございます。7番 寺岡 真貴子でございます。小泉町長におかれましては、ご就任おめでとうでございます。町長が選挙を通じ約束されたとおりに、しっかりと町民の皆様の声に耳をかし、町の動向に目を向け、町じゅういたるところはもとより、志賀町のトップセールスマンとして各地に足を運び未来に向かって責任ある、誇り溢れる町づくりを進め町民福祉の向上に邁進していただくようよろしくお願い申し上げます。一方でそれに対応すべく議会としても厳正に調整、運営の両輪の役割を果たすべく改めて気を引き締めていかなければならないと認識を新たにしているところでございます。

さて、先の通告に従いまして以下、大きくは3点についてお伺いいたします。まずは、新町長の基本的な考え方について、お尋ねいたします。提案理由の説明の中でも必要なもの不要なもの不足しているものを判断するとありますが、今、本町において何が足りないと考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。また、町民の皆さんは、変革・チェンジを求めて新町長誕生を後押ししたものと考えますが、町長自身はわが町のどのような点を変革しなければならないと考えているのか、お聞かせください。また、町長は、どんな点に優先順位を置き、どんな町づくりを目指すのか、町づくりの優先順位と基本目標を、お示してください。

次に、行政改革についてお伺いいたします。町長は、緊急の課題に行財政改革をあげておられます。町ホームページの町長あいさつでも「まずは、投資的経費などを中心に見直しを行い、行財政改革を進めながら健全財政の構築を図っていきたい」とありますが、投資的経費は21年度予算で17%であり、この見直しだけでは、追いつくものではありません。新規事業の見直しだけでなく、現在ある事業にいか

に見直しをかけることができるか、それこそが改革の要であります。現在、本町は、行政改革集中プランを進めております。18年12月の計画策定以来の取り組みは着実かもしれませんが、私から見れば、圧倒的にスピード感が足りません。現状の行革の取り組みを町長はどのように評価するか、お聞かせください。スピード感をもって不断の徹底的な改革を進めていくためには、やはり、トップの強い意志とそれを反映させる仕組みが必要だと考えます。現在のような総務課の中の行政改革担当という1部門ではなく、さらに権限を強化し、トップダウンによる徹底した進行管理を可能とする体制が不可欠だと考えますが、町長はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

一方で、私は、組織機構の改編が必要だと考えております。15課1支所1室に、議会事務局、病院、これは本町の行政規模からすると多岐にわたりすぎますし、また、それだけ役職ポストも多く、さらには縦割りの弊害も生じかねません。一つの事業について課を横断して担当するとき、どうしても意思決定に時間がかかります。合併しない町として徹底的に改革を進めている福島県矢祭町では、自立総務課、町民福祉課、事業課、教育課の4つの課とあとは事務局と出納室です。それぞれの課の下にグループがある体系だそうであります。わが町もこうしたシンプルな体制による即断即決できる効率的な機構組織に改編すべきではないでしょうか。このことは一朝一夕にはできるものではありませんが、今後取り組むおつもりがおありかどうか、町長の考えをお尋ねいたします。

また、提案理由の説明の中で、「事業の一斉点検を行い必要なものとそうでないものを判断」とあります。事務事業の見直しはこれまでの集中プランの中でも進めてきたはずであり、ここでも、透明性を確保しながらいかにトップダウンの意思決定をできるかが重要になってくると考えますが、どのような手法で、この事務事業の見直しを進めていくおつもりなのか、お尋ねをいたします。

もう1点、住民サービス向上についてお伺いいたします。ある全国調査で、住民が基礎自治体に望むサービスで重要と考えているもの、1

位がごみ処理、2位が医療福祉体制の充実、3位が住民窓口対応とあります。住民サービスについて、これまでの在り方をどのように評価し、今後どうあるべきとお考えでしょうか、お聞かせください。やはり行政はサービス業であるという観点に立ちかえり、先ほど、町長の答弁の中でもありましたが、挨拶が大事である。たとえば電話や窓口での対応でも、身なり服装姿勢態度でも、一から襟を正すことが、基本的な住民サービスの向上につながる、これが大前提であると考えます。町長のお考えを改めて伺いいたします。

今年度7月1日から5時15分で閉庁となりましたが、5時半まで窓口を開け、また土曜日も9時～12時半まで窓口常務を受け付けております。町長は、図書館を利用したの休日・時間外の窓口対応を公約に掲げておられましたが、現実的には、そのための設備を整備するために相当の経費がかかるとも聞きました。窓口業務時間拡大のためには、フレックスタイム制の導入拡大なども考えられますが、町長は、この窓口業務時間拡大についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。以上で、私の質問を終わります。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 寺岡議員の質問にお答えをいたします。

私は、町政運営にあたりまして、町政の原点である町民の立場に立った「町民本位の町政」を行うことを、基本目標としていきたいと考えております。そして、町政というものは、町民から預かった税金をどのような価値として町民にお返ししていくかということに尽きると思います。職員の生活も大切です。選挙で選ばれる皆様方、議員も大切であります。しかし、町長や職員のために役場があるわけではありません。町民のための町政でなくてはならないと思っております。このような思いから、町民の暮らしを最優先に考えて町政を行うことで、弱い立場の人たちには優しく、すべての町民に公平で、頑張った人が報われる町づくりを進めることにより、「町民誰もが志賀町に生まれてよかったと思える町」「公平・公正な志賀町」に繋がっていくものと確信しておりますので、よろしくご理解のほど、

お願いいたします。

次に、現状の行革の取り組みをどのように評価するかについてですが、当町では行財政改革の重点的な取り組みとして、人員の削減、組織機構の改革、健全財政の推進、事務事業の改善、民間委託の推進を掲げるとともに、全庁的な取り組みを推進しております。まず、人員の削減の実施状況につきましては、定員適正化計画の数値目標である平成17年の450人を、平成21年には410人に削減する計画でありましたが、実際には394人となり目標を上回る56人を削減しているところであります。そして、組織機構の改革につきましては、志賀中学校の統合、堀松保育園の休止を行うとともに、担当課長制につきましても、平成18年度は20人でありましたが、平成21年度には廃止をし、管理職手当の削減を図っております。

また、健全財政の推進につきましては、将来の財政基盤強化のため、平成18年度から20年度までの3ヶ年で、財政調整基金に約15億8千2百万円、減債基金に約3億円、特別財政基金に約21億1千2百万円、地区自治振興基金に6億2千7百万円の積み立てをしております。また、事務事業の改善につきましても、行政評価制度を導入し、「計画→実行→評価→改善」のマネジメントサイクルを確立するため、職員の意識改革研修などを実施するとともに、全事務事業の財政評価を本格的に実施し、現在課題・懸案事業の取りまとめを実施しているところであります。そして、民間委託の推進につきましては、指定管理者制度の導入を推進しており、現在41施設に制度を導入するとともに、指定管理者評価制度を構築し、施設の業務改善を推進しております。こうした集中改革プランの進捗状況につきましては、計画期間中の行財政改革の各項目について、有識者で組織する志賀町行政改革推進委員会及び議会で進捗状況を調査審議いただき、その結果を広報・ホームページを通じて町民の皆様にも公表しております。平成20年度末における86項目の実施状況では、実施済が21項目で24.4%、進行中が57項目で66.2%、未着手が4項目で4.7%、計画廃止が4項目4.7%となっております。議員からご指摘がありましたように、これらの取り組み状況や集中改革プランの最終年度が今年度であ

ることを踏まえ、計画全体における実施済の比率が非常に低いことから、全体とすればスピード感が足りないようにも私も感じておりました。今年度下半期においては、進行中の計画が早期に実施済となるよう何か策案を考えて努めてまいりたいと考えております。また、現在第2次の行財政改革大綱・集中改革プラン・定員適正化計画などの策定作業を進めておりますが、この計画の調整においては、新規事業の見直しだけでなく、行政評価に基づき現在ある事務事業の見直しについても策定中の長中期財政改革を踏まえながら推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、行政改革の推進についてであります。高度化、多様化する町民のニーズに応え、必要な政策を実現していくためには、さらに、スピード感のある質の高い町民サービスを提供する町への転換を図ることが必要だと思っております。また、限られた財源や人材などの経営資源を適切に配分し、徹底したスピード感ある財政改革が求められています。そのためには、私自身が町民の目線に立ち、町民の皆様と協働し、行政改革のあり方、取り組み課題、改革の方向性を的確、迅速に示さなければいけないと思っております。そして、全職員あげて地方分権時代にふさわしい財政改革の推進に邁進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。また、提案理由で述べた「事業の一斉点検を行い必要なものとそうでないものと判断する。」という一節であります。現在、総務課の行政改革推進室において、全事務事業の行政評価を取りまとめているところであり、早急に課題、懸案事項もまとめるよう指示も出したところであります。これらの結果につきましては、集中改革プランの調整において、私の方で精査をいたしまして、今年度中には議員の皆様にご報告をさせていただく予定であります。

続きまして、組織機構の改革についてのご質問であります。当町では、現在、15課と富来支所、議会事務局、病院という組織機構となっており、さらには、重要課題を専門的に担当する企業誘致対策室、行政改革推進室などの4つの室もございます。平成17年の合併に伴い、少子高齢化対策、行財政改革の推進といった新町の行政課題を専門的かつ集中的に取り組む

とともに、合併直後の事務量の増大や事務事業・各種制度の調整に対応するため、このような組織体制がとられているものであります。議員よりご提案のあった福島県矢祭町（やまつりまち）の事例は、大課制（だいかせい）と言われる組織体制で、現在の関係する課を1つに集約し、課の規模を大きくして、職員間の横の連携を強化し、協力体制を充実させることで業務の共同化を進め、効率化を図る組織体制であると認識をしております。矢祭町の場合は、ただ単に課の統廃合を進めただけではなく、インフラ整備の完了、デイサービスセンター、給食センターなどの運営を委託できる受け皿の存在があり、議員、農業委員の定数削減などの、組織体制を簡素化できる環境が整備されていたとも聞いております。大課制の導入にあたっては、課長職の業務遂行力、管理力及び判断力の増強、職員の幅広い知識や技能の習得と意識改革、重要施策への対応方法、事務事業の再編整理、各種関係組織のスリム化など、検討課題も数多くあります。しかしながら、議員のおっしゃるとおり行政ニーズを的確にとらえ、常に、組織機構を点検をし、見直すことが肝要であると考えております。今年度から、職員数の削減に対応できる効率的な事務執行や意思形成の簡素化、柔軟な組織編制を現実するため、全課でグループ制と同様の「担当制」を試行しており、今後は、庁内の連携を強化し、効率的かつ迅速な行政運営を進めるため、当初の目的を達成した組織については、順次、矢祭町を参考にし、統廃合を図るとともに、行政組織のスリム化に向けた様々な環境整備にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、住民サービスの向上についてであります。まず「住民サービスのこれまでの在り方をどのように評価し、今後どうあるべきと考えるか」についてであります。平成17年の合併以降、健康福祉の充実、産業の振興、生活環境の整備、教育・文化の振興等、各種施策を実施をして、現在の新志賀町の基礎を築き上げていただいたと考えておりますが、先の選挙期間中をとおして、私に対して町民の方から大変たくさんの町政に対するご意見や不安、悩み、様々なことをお聞かせいただきました。今後は、行財政改革を進めながら、行政サービスの質を高め、町民の満足度を高め

るために、常に町民の目線に立ち、町民の声を聞き、行政と地域・民間との垣根を超えた協力体制を図るとともに透明性を確保して、町民の声を的確に行政サービスに反映させることにより、すべての町民にできる限り、公平に行政サービスを提供していきたいと考えております。

次に、「電話や窓口対応、職員のサービス意識改革について」のご質問であります。大変残念なことに、一部町民の方から、職員の「あいさつ」ができていない、「やる気」があまり感じられないといった声が聞かれ、私自身も同様に感じておりました。私は、日頃から、行政サービスでは、町民はお客様であるとの認識のもとで、行政業務についても、民間サービス産業並みに接客対応していくことを基本と考えております。このことから、職員一人ひとりが地域住民の方々をお客様であるとの共通認識のもとで、町民や役場への来庁者に対して、時宜に応じた「あいさつ」の徹底、丁寧な電話対応等の徹底等、職員の意識改革を図りたいと考えております。具体的には、先ほど言いましたが、先日、全職員に対して「職員のあいさつの励行について」の通達を出したところでもありますが、さらに、職員の意識改革の研修の実施も今後考えているほか、人事考課においても町民に対しての接遇について評定の一つの要素として加味するなど、町民が快く感じる職員の接遇能力の向上を図っていきたくと考えております。寺岡議員ご指摘のとおり、身なり服装、態度については、一から襟を正して町民と接するよう、逐次、職員に対して指導をしまいたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いをいたします。

最後になりますが、住民サービス向上のための窓口業務の時間拡大についてのご質問であります。一昨年、住民サービスの向上に向けて、4月から12月までの間、毎週金曜日に午後7時までの窓口業務を延長する試を実施してきましたが、利用者が1日あたり平均0.7人、1人未満ということで少なかったため、金曜日の時間延長を中止し、昨年1月から土曜日の窓口開設に変更し試行を実施しているところであります。土曜日の窓口では、9時から12時30分まで、住民票などに限って発行サービスを行っているところでありますが、今までの実績では1日あたり平均4人と

いう数字が出ております。ちなみに、平日の窓口を利用される方は、午前8時30分から10時30分の間と正午から午後1時の時間帯に比較的集中する傾向があります。こうした実態を踏まえ、今後、住民の方々の要望を聞きながら、フレックスタイムによる職員の人事管理や、図書館を利用した窓口サービスなどを念頭におきながら、住民サービスの向上と業務の効率的な運用について検討を進めていきたいとも考えております。なお、町のホームページにも公表しているのですが、事前に電話予約をしていたら、役場の宿日直窓口で住民票や印鑑証明書を休日や時間外にでも受け取ることができますので、このことに対しても周知をさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で、寺岡議員の答弁を終わらせていただきたいと思います。

戸坂 忠寸計議長 7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

要望提案という形で再質問を進めさせていただきたいと思えます。

今後の町づくりを進めていく上で行政改革が、いの一番であるということは新町長も同じ考えであるということが確認できたように思っております。その行政改革を進めていく上では、町長の強いリーダーシップと職員のコスト意識、サービス意識の醸成、こういった意識改革、また議会がしっかりとチェック機能を果たすこと、そして町民の皆さんの深い理解と協力、そのどれ一つもが欠かすことができないものだと思っております。町長には是非、今ほどご答弁ありましたとおり強いリーダーシップを発揮していただいて、今までは、なかなかはかどらなかった課題、例えば公社の改革といった点もあげられると思えます、こういった点ですとか、組織機構の改編等、安易に先延ばしすることなく、それぞれの仕事にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますようお願いを申し上げます。特にですね、今ほど申しあげました公社の改革といったようなこと、人員適正化計画をきっちりと進めて役場の職員は減ったけれども公社の職員の人数はどうなんやと、こういったこともしっかりと精査しながら、どうしても公社の方は議会のチェック機能を果たすことがなかなか難し

い現状がありますから、是非とも町長の方でしっかりと、そういった外郭団体についても行政改革を進めていっていただきたいなというふうにお願いを申し上げます。また、職員の皆さんの意識改革と同時にそれぞれの皆さんの仕事がしっかりと評価される、その行政評価、人事評価の在り方についても、やりがいある職場づくりができるような仕組みづくり、是非ともこれも徹底していただきたいなというふうにお願いをいたします。

また、もう1点、町民の皆様の理解を深めていただくべく、是非11月の町政懇談会等の機会を通じて財政状況の説明等も皆さんに分かりやすい形で行っていただきたいというふうに思います。昨年行われた町政懇談会では非常に財政に対しても専門用語が多くてなかなか町民の皆さんには、理解が難しいといったような説明があったかと思います。この点についても皆さんに分かりやすい、町民の皆様が町の財政状況また行政の在り方について、こうなるとるんやということがしっかりと目に見て分かるような形で説明をしながら、また町政に対する理解協力を深めていただきたいなというふうに、この点もお願いをしたいと思います。以上、再質問というより要望という形になりましたが、これらの点に対する町長の所見があれば、お聞かせいただきたいなというふうに思います。以上で私の再質問を終わります。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 今ほどの寺岡議員の再質問であります。まず行財政改革の取り組みについてであります。先ほどもお話をしましたがスピード感を持って取り進めていきたいと思っておりますし、外郭団体についても、これから一生懸命に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。このことにつきましても、議員の皆様方のご協力ご指導が必要となりますので、その時にはお願いをしたいと思います。そして、職員の意識改革ですが、これはもちろんこれからしっかりとやっていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

そして、もう一つがタウンミーティング、地域懇談会についてでありま

すが、前年度は職員の方々の説明が非常に分かりにくかったという言葉は、自分も町民の方々から聞いておりますので、今回は噛み砕いて本当に町民にとって分かりやすい説明をしていき、できれば目で見て分かるように絵やスライドを使っての説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。以上であります。

戸坂 忠寸計議長 10番 林 一夫 君。

林 一夫議員 はい、議長。

小泉新町長にとりましては、執行側として初めての志賀町議会定例会に臨まれたわけでありますが、その感慨たるやいかがでしょうか。去る9月6日に行われました志賀町長選挙において当選をされ、志賀町行政の新しいリーダーとなられましたこと、改めて心よりお祝いを申し上げます。多くの町民同様に、今後の活躍に期待をいたしているところであります。

平成21年第3回志賀町議会定例会に当たり、何点かの質問をいたしたいと思っております。先ほどの富澤議員の質問と重複する部分もありますが、観点、質問の趣旨も多少違っているかと思っておりますので答弁をお願いいたしたいと思っております。現段階では、具体的な政策があまり明らかではありませんので、最初に先の選挙期間中をとおして小泉まさる後援会が発行元とされる資料に掲載をされております内容、また、定例会初日の提案理由説明から、あるいはマスコミに発表されました事柄から何点かの質問をいたしたいと思っております。まず確認をいたしておきたいのでありますが、私が今、持っておりますこの資料、これは今回の選挙期間中に町内で配られたものであり、後援会の討議資料・マニフェストというふうになっておりますけれども、これはマニフェストというふうと考えてよろしいですね。マニフェストであるとすれば、町政を担った時には、間違いなくその事柄を実行すると町民・有権者に対する約束が記されたものであると思っております。また、本来であれば、マニフェストには、実施時期とその予算措置、時には実施工程についても明記されなければならないものであると私は理解をいたしております。その点では、この資料に掲載をされております「5つの重点政策」なるものの内容は、全体像としては町民の目には大変に素晴

らしいものとして映っているのですが、具体的には、どのような施策を、いつからどのように実施をして、結果としてどのような効果や成果が得られるとするものであるのかが分かり辛いのであります。新しい町づくりに燃える新町長を応援するためにも、また、具体的な物事の是非を議論し理解をして協力を行おうとするにしても、具体的な形として示していただかないと賛否の判断も難しいのであります。最終として求める姿は同じものであるかもしれませんが、その手段や費用等の点においては必ずしも意見は一致するものではないと思います。総論では賛成、個別・具体的な事柄については反対というケースは大いにありうることであります。言葉だけが先行して、具体的にはどんなことをいつから実施していこうとしているのかがよく分からないのは私だけではないと思います。就任してまだ日が浅いこともありますが、現在までのところ具体的なものが見えていないだけに、町民から見れば、どれもが、すぐにでも実施され、その成果が現れるような印象を持たれてしまう可能性もあります。町長としても、この際、これらの「5つの重点政策」の中から、何点かについては具体的な取り組み方を町民にお知らせしておく必要があるかと考えます。私なりにお答えをいただきたい内容について予め何点か指定をさせていただきますが、それ以外においても町長自身が具体的にお知らせする必要があると判断されることについても答弁に加えていただきたいと思います。

第1点目の質問であります。討論資料の中での「健全財政を拓く」との項目の中からあります。来年度からの黒字化を目標数値として云々とあります。各種財政指標の中から、どの指標を取り上げて黒字化をとされているのでしょうか。例えば、志賀町の平成20年度の財源指標では、経常収支比率においては74.9%、財政力指数では3ヵ年平均指数で0.86、実質公債費比率では12.5%であります。去る10月13日に説明を受けました実質赤字比率においても黒字となっております。また、財政構造の弾力性や財政力においても、県内でも上位の内容となっております。将来に向けては、決して楽観をしておられるものではないと思いますが、近い将来に破綻を迎えるような印象の表現は、町民に不安感を与えかねず、いかがなものかと思えます。また、将来にわたって、原子力発電所

を中心とする経済効果、企業誘致の推進や商業振興、観光資源の活用、更には若者定住促進事業等をも含めた地域の社会資本整備を図ろうとすれば、いわゆる将来に向けた投資の部分にも注目した考えも必要ではないかと考えます。地方で生活する我々にとっては、昨今の不況対策としての補助金を受けての公共事業によるインフラ整備は必要な観点であろうと思います。何もかも緊縮型とするのはいかなものかとも思いますが、それらの将来に向けての投資の考え方も含めて、黒字化をとされる指標項目と目標とする数値はどのようなものでありましようか。お示しをいただきたいと思ひます。

第2点目であります、進行中の建設計画を見直すとの項目もあがっておりますが、これは特定の事業を指しているものでありましようか。また、町民目線でも再検討とも表現されておりますが、町民にもそれぞれに、色々な立場・状況によって、色々な物の見方があります。それをどのように集約して、結論を導き出していくのでしょうか。その判断とされる基準をお示しいただきたいと思ひます。伝え聞こえる話として、若者定住促進事業として西山台ニュータウンと命名された地域での定住造成・分譲に関連して、土地購入申込者に対して意向調査が為されたと聞いております。その調査は、どのような意図をもっておこなわれたものであり、その内容とはいかなものでありましようか。土地購入者においては、昨今の経済情勢をはじめ、色々な面で不安感をもっておられる方もいると聞いております。子供の就学小学校に関する事への不安にも応えてあげる必要性も感じております。第2期工事も完成間近まで進捗してあり、初期の目的とする全区画完売を目指しての取り組みが求められております。現在の経済状況を考えた時、必ずしも順調な販売・住宅建設着手とは言えない状態かと思ひますが、今こそ各種条件の再検討・再整備をおこない、入所希望者への支援と町外者を含めた人達への再度のPRが必要かと思ひます。地域間競争の時代にあつて、志賀町の更なる魅力アップも図りながら、定住人口の増大を目指す必要があろうかと考えます。この件以外においても、建設計画・利用計画においての見直しが必要と思ひておられる事業があれば、それも併せて、お答えをいただきたいと思ひます。

第3点目であります。利用されていない施設・機能していない組織の廃止との項目があがっております。統合によって利用されなくなっている学校施設が数多く存在しております。今後も、小学校の再編整備がすすめられようとしておりますので、更に、多くの利用されない施設、利用度の低い不便な施設が増えることになるかと思えます。いずれ、撤去すべき施設であれば、早い段階で更地に戻して、その時々時代の必要性に応じた、目的に沿った施設の整備を図るべきではないでしょうか。維持費との関連においても、新しいコンパクトな機能性の高い施設を求めるほうが、経済性においても効果的かと思えます。これらの施設に関連する対応について、考え方を示していただきたいと思えます。また、町が民間から借上げている土地や建物も存在するわけですが、現在、町が支払っている地代・家賃の状況について、旧志賀町、旧富来町に分けて金額を示していただきたいと思えます。同時に、財政改革の一環として、これらの費用対策についての考えもお示しいただきたいと思えます。今まで述べてきた項目の他にも、討議資料には数多くの政策とするものがあげられております。もし、具体的に示しておきたい項目があれば、敢えて私から項目の指定はいたしませんので、この際、説明をいただきたいと思えます。

続いて、第4点目の質問をいたします。合併による新志賀町の誕生とその後の経過に対する評価について、所見をお尋ねいたします。平成17年9月1日をもって、旧志賀町・富来町が合併をして新志賀町が誕生してから4年の歳月が過ぎ去ったところではありますが、各種団体の組織統合や交流事業も数多く実施をされて、一つの町としての一体感もかなり前進しているのではないかと感じております。先の選挙戦直後の新聞報道の中で、旧志賀町と旧富来町の対立感を煽るような記事が掲載されたことは、大変に残念なことと受け止めております。興味本位の報道機関の取材・編集姿勢にも疑問を感じているところであります。さて、この両町の合併に至るまでの経緯は、多くの方々のご存知のことではありますが、合併の賛否について、両町町民の間で大きな議論となったところであります。私は旧志賀町の住民であり、法定合併協議会の委員でもありましたので、合併論議に関しての旧志賀町内の緊迫した状況を今でも思い出すところであり、私自

身も合併の是非に関して、大いに悩んだところでもあります。合併協議会では、数多くの協議が行われて、大きくは24項目にわたっての内容で合併協定書として取りまとめられました。新町の名称や事務所の位置はもとより、財産や債務の状況やそれらの扱いに関する事、議員や特別職の身分に関する事、地方税や利用料金に関する事、原子力発電所に係る地域振興に関する事、町民福祉や教育に関する事、地域振興全般に関する事等々、大変に多くの協議・調整が真剣におこなわれたわけでありませう。それらが、両町において合意され、平成16年9月に両町同時に開催された臨時議会で可決・承認されたものであります。この合併の議論・推進に際しては、全町長の細川義雄氏の日本社会の現状や大所高所に立っての将来の西能登地域の情勢を見据えての英断があったものと感じております。この合併が無かったことを想定すると、それぞれの旧町において、将来の町づくり計画や町の姿において、現状との大きな隔たりがあったものと思っております。このようにして、多くの人々が悩みに悩んだ末に得た結論は最大限、尊重されなければならないことと思っております。基本となる約束事である合併協定書の内容が変更される場合には一部の人たちの判断ではなく、議会をはじめ区長会や多くの機関の協議や決定が必要とされるべきであります。9月7日の新聞記事によれば旧二町に残る格差についての記者の問いに対して、小泉町長は財政状況を見ながらになるが全ての面で格差は無くしたいと答えておられます。その判断とする財政状況とは、どの財政指標のどのような状況を指すものでありましょうか。また、それ以外の条件があるとすればどのようなものがあげられるでしょうか。合併協定書の内容を遵守する事は旧両長町民が更に友好的な関係を構築していくためには大変大切なことと思っております。町民各位にとっては大いに関心を持つところでありますので明確に答弁をいただきたいと思っております。

最後になりますが、小泉町長は、選挙期間中はもとより、この討議資料にも記載されており、また初登庁の際での訓示においても発言をされておられる役場職員のやる気ということについてお尋ねをいたします。現状の役場職員は町長の目から見ればどのように映っているのでしょうか。公僕として劣って見える何か、欠けている何かがあるとすれば具体的な個別

な事例があるのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。私から見れば全体として志賀町役場の職員は公務員としての自覚を持って職務に忠実に精励していると思いますし、志賀町内の他の企業・団体に勤めている方々と比べても、そのスキル（能力）やモチベーション（意欲）に関しても決して劣るものではないと思っております。また、町内で開催される催しにおいても率先して参加し、進んで励んでいる姿も見ているところがあります。もし、何かを感じておられるのであれば、求める姿を具体的に示してあげるのが管理者・上司の役目・務めであろうかと思っております。真面目な職員ほど今後の対応について戸惑いがあるように感じております。町民から見ても、より一層信頼されてイキイキと職務に精励する職員となつていただきたいと思っております。町長は、職員にはどのような姿を期待し、どのようなパートナーシップを持って町民の付託に応えていこうと考えておられるのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思っております。以上、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、「財政の黒字化」とはどの項目を指しているのか。また社会資本整備や不況対策についての投資をどう考えているかのご質問についてであります。地方自治体の財政運営の良否を判断する重要な指数として、「実質収支」という財政指数がございます。

これは、歳入決算額から歳出決算額を引いた額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた金額のことを申します。一般的には、この数値がプラスであると「黒字団体」で、マイナスであると「赤字団体」と呼ばれることとなります。

当町の平成20年度決算に基づきました「実質収支」額は、一般会計で申しますと9,155万6千円の「黒字」となっております。しかしながら、私が申しますのは、今のこの財政状況は、北陸電力の志賀原子力発電所2号機に係る大規模償却資産のための一時的な収入過多にすぎないとい

うことであります。先ほど、冨澤議員の質問でも、お答えをしましたが、この原子力発電所2号機分の固定資産税が入る前、つまり平成18年度までは、自治体の貯金にあたります「財政調整基金」を毎年数億円取り崩して、なんとか「実質収支」を黒字に保っていました。この貯金の取り崩しが必要なければ、志賀町は「赤字団体」に転じていたと思われる。

平成19年度、20年度の財政運営におきましては、原発2号機分の固定資産税が入ることによって、この「財政調整基金」を取り崩すことなく決算できました。

しかし、今後、歳入は毎年約5億円単位で減っていくことが予想され、それとは逆に、投資事業が膨らんで地方債の元利償還や下水道事業等の企業債償還のための繰出金が大幅に増えていくことが目に見えております。

このままの現状のような財政運営を続ければ、近い将来には、また以前のように財政調整基金を取り崩さないと「実質収支」の黒字を図れないようになり、その状態が数年続けば、やがて「財政調整基金」は枯渇してしまい、結果、「赤字団体」になることは明らかであります。

当然、その時は行政サービスの低下や各種公共料金においても住民の負担は大幅に増すことになってしまいます。将来の志賀町を築いていくうえ、今の若い人たち、そして子供たちの未来に、影を落とすわけにはいきません。そのためにも、今から「健全財政」に向けて、プロジェクトチームを作り、スピードのある取り組みに邁進していくことが必要不可欠だと考えております。

また、ご質問のありました、住民の生活に必要な不可欠な社会資本整備や現在を取り巻く不況対策におきましても、おかれている財政状況や将来への負担等を十分に勘案して、本当に必要な事業なのか、住民にとって本当にプラスなのかを一つずつ吟味しまして、計画、実行していくつもりでありますので、議員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力のほどをお願いいたします。

続きまして、建設計画の見直しについてのご質問ですが、私は、これから新たな町政を実現するためには財政の健全化にいち早く取り組まなければならないと思っております。

この財政の健全化には、まず第1に無駄な経費を削減するということがあります。そのためには、投資的事業を抑制していかなければいけません。

しかし、投資的事業には下水道事業のように、町民生活に密着した事業もあります。当然の事ながら、このような事業につきましては継続していくべきだと考えています。

一方、町民の生活に直接影響を及ぼすことのないような事業についても、行政として対応していかななくてはなりません。

しかしながら、限られた財政運営の中においては、町民の皆様が、今、求めているもの、また、町民の皆様にとって貢献度の高い事業を優先的に実施していく必要があると考えています。

このようなことから、幅広く町民の皆様方の声を吸い上げるため、町長談話室の設置やタウンミーティングの開催を実施したいと思っております。なお、西山台のニュータウン事業につきましては、先ほど、林議員のお話にもありましたように、土地購入者に対しての調査をし、そして事業内容等を検討した結果、本年度で完了することもあり継続することにも決定をいたしました。また、現在、計画されている、若しくは今後計画が予定されている投資的事業につきましては、幅広く町民の皆様の意見を聞きながら、事業に着手すべきかどうかを見極めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、利用されていない施設の廃止問題であります。ご承知のとおり、保育園や小学校の統合により、空き保育園や空き校舎が存在しております。これまでの合併協定の項目の見直しの際に、議員がご指摘の借地の解消に向けた取り組みは今後の重要な課題であると認識をしております。

利用されない施設につきましては、利用目的がない普通財産で取壊し可能な施設から順次取壊しを行う一方、各行政財産の所管課に対しましては、現状の整理及び今後の具体的な取り組みを取りまとめるよう指示をする予定にしております。

町が支払っている地代や家賃につきましては、志賀地域におきましては借地で34筆で年額が152万6,884円であります。また、富来地域におきましては借地で181筆で年額が2,348万7,077円であり

ます。この経費につきましては、財政的に大きな負担となっておりますので、合併協定書でも示されているとおり、借受財産を「当分の間対応」及び「将来的な対応」に区分し、将来不要となる財産は、不要となる時期に賃貸借契約を解消し地権者に返還し、また、将来にわたって必要な財産は、適正な時価により計画的に取得を行いたいと考えております。

ただし、取得が困難な場合は、施設の増改築時期に別敷地に移転又は取壊しも検討すべきだとも思っております。これらの空き施設についての利用や今後の位置づけについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分への検討や地方債の償還の調整が必要であるとともに、志賀町の地域防災計画における避難施設となっていることから、関係機関と十分に検討をしながら協議をしていきたいと考えております。

次に、「既に示している以外の実実施計画があるか」とのご質問についてであります。

先ほどからお話した以外に、現在のところは具体的なですね、実施計画はまだありませんが、提案説明に先立ちお話をさせていただいた、5つの拓く、「健全財政を拓く・雇用を拓く・暮らしの安心を拓く」などを基に町民が安心して暮らせる、住みよい町づくりの為、議員の皆さんとご相談をしながら今後色々な事業に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、合併に対する評価と協定書の見直しについてであります。当町の合併は、新町まちづくり計画の序論にもありますように、深刻な人口減少と少子高齢化の進行への対応、住民の日常生活圏の拡大への対応、地方分権時代への対応、国及び地方財政状況の著しい悪化への対応などの必要性から、住民のサービスの充実、行財政の効率化、広域的まちづくり等を展開できるように市町村合併を推進したものと認識をしております。

合併後の新志賀町に対する今日までの評価についてであります。福祉サービスの拡充など住民サービスの充実、合併特例債を活用した広域的なまちづくりににつきましては、一定の効果があつたと感じております。

しかしながら、行財政の効率化につきましては、保育園及び小学校の再編、空き施設の有効活用、事務事業の見直しなど課題が山積しているのが

現状でありまして、今後策定いたします第2次行政改革大綱・集中改革プラン・定員適正化計画に基づき、次年度以降に更なる行財政の効率化に取り組むことが重要であると感じております。

続きまして、合併協定書を遵守することへの考えについてであります。合併協定書は、議員及び住民の代表による21回の合併の協議がなされ、県知事の立ち会いのもと、各町長が調印をし、締結した大変重要な約束でありますので、今後も尊重していくことが重要であると思っております。

しかしながら、刻々と進化する社会経済の環境に加え、少子高齢化対策や住民に公平な行政サービスを提供するなどの行政課題への早急な対応が求められている状況にあるというのも事実であります。

今後の見直しが合併協定項目など重要事項に及ぶ場合は、議会を初め、行財政改革推進委員会や町民の意見を聞きながら、慎重かつ十分な協議を行った上で対応をして行きたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、協定内容の見直しは、財政状況を見た上でとするが、どの財政指数のどんな状態を示すのかといった質問であります。具体的に一つの財政指数のみで判断する考えはございません。毎年監査委員の意見を付けて議会に報告しております。健全化判断比率等の4指標の他、中長期財政計画などに基づき総合的に調整すべき事項であると考えております。

次に、見直しについてのその他の条件は考えているかについてですが、合併協定書の上水道関係においては、ただし書きが付されております。段階的な調整は、長期間の料金体系のため、地方公営企業の健全な運営を確保することを前提としております。

この協定のように公営企業及び特別会計につきましては、一般会計の補助金や繰出金に依存している部分もあることから、健全財政の視点での調整が今後必要であると思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

最後に、役場職員の意識についてであります。公務員に対しての町民の意識は大変厳しいものがあると考えています。お役所仕事などと揶揄されるように、一般的にもあまり良いイメージはないのではないかと考えております。

私も公務員は民間企業のように、コストに対する厳しい意識や、ノルマをこなさないと給料に直接影響するといった危機感を持って仕事をしているか、といったら必ずしもそうではないのかというイメージがあります。ただ、見えない日々の地道な作業など、外部からはわからない仕事もたくさんあると思われまますので、そういった業務についてはそれを町民に対してオープンにすることで、町民の方々から理解を得ることができ、イメージも変わってくるのではないかと考えております。

志賀町の職員に対しては、公務員としての職業が持つ特性と職責を十分に認識してもらうとともに、私もしっかりとした目標を持った職員の育成に努めていきたいと思っております。以上で林議員の答弁を終わらせていただきます。

戸坂 忠寸計議長 3番 下池 外巳造 君。

下池 外巳造議員 はい、議長。

おはようございます。平成21年第3回志賀町議会定例会において、一般質問をさせていただく3番議員の下池です。小泉新町長におかれましては、先の選挙に圧倒的な差により当選されましたこと、大変すばらしいこととお祝い申し上げます。先の3名の方の質問が大変長く、また答弁も大変だったと思いますが、私は1点だけ質問いたしますので、それに対しまして町民の方がゆっくり聞かれまして良く分かるようにご答弁をお願いしたいと思います。

さて、今日、新町長に質問させていただくことは、平成16年9月13日に調印されました合併協定書の、6番「原子力発電所立地に伴う地域振興」についてお尋ねいたします。以下原文のとおり読み上げますが、原子力発電所立地に伴う地域振興は、次のとおり取り扱う。1、旧志賀町地域の振興をはかるため、新町において旧志賀地域の振興事業費に充当するための基金を積み立てる。積み立てる額は、41億円とする。2、電源立地地域対策交付金のうち旧電力移出県、及び、旧長期発展対策交付金は、新たな施設整備に充当せず、新町全体の施設の維持管理及び大規模改修事業に充当する。3、地域振興に係る事業

は旧志賀町地域における各種中長期計画に掲載されている事業を優先的に実施するとなっておりますが、現在までの基金は志賀町特別財政基金、平成18年度より21年度までの合計は、2,312,959,642円のうち、平成21年度積み立て基金の予算は、2億円。志賀町地区自治振興基金は、平成18年度より21年度までの合計940,800,000円のうち、21年度積み立て基金の予算は、313,600,000円となっておりますが、合併協定書にあります、積み立てる額は41億円とするには、まだ程遠く、また旧志賀地区の振興に全額を使うことと協定書に書かれております。新町長は、選挙の後、新志賀町全域の区長宅に当選のご挨拶にお伺いしたと聞いておりますが、旧志賀町の区長さんは、自治振興基金に対する新町長のお考えに大変な関心を持っております。合併協定書のとおり実施していただきたいと。旧志賀町の住民も同じでございます。最も関心のあるところだと思っております。是非これを守っていただきたいと思っております。また、合併協定書、先に申したとおり、平成16年9月13日に旧志賀町長 細川義雄、旧富来町長 松田佑興、立会人 石川県知事 谷本正憲、以上の3名の厳粛な調印でございますので、何者もこれを守っていただきたいのです。よろしくお願い申し上げます。これにて、私の質問を終わります。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

下池議員には、私の体力にまでお気づかいをいただき、1点のみの質問ということで大変ありがとうございます。それでは質問にお答えをさせていただきます。

合併協定書の原子力発電所立地に伴う地域振興に資する基金総額は41億円であり、うち特別財政基金には、約32億円、地区自治振興基金は、約9億円を積み立てることとなっております。平成20年度末現在の基金残高は、特別財政基金が、21億9,966万5,000円、地区自治振興基金が、6億2,720万円であります。本年度の当初予算では、利子

も含めてですね、特別財政基金に2億384万3,000円、地区自治振興基金には3億1,360万円をそれぞれ積み立てることとなっており、平成21年度末の時点での予定では、特別財政基金が、24億350万8,000円、地区自治振興基金が、9億4,080万円となり、地区自治振興基金については、目標に達する予定であります。また、特別財政基金についても、目標額の32億円まで、あと約8億となっており、今後、計画的に積み立てを行う予定でもあります。

この特別財政基金の用途につきましては、合併協定により志賀地域の地域振興に充当するとありますので、今後町民の皆様方のご意見を伺いながら、議会の皆様とともに最良の用途について考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上であります。

戸坂 忠寸計議長 5番 越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい、議長。

まず、小泉新町長のご就任に対しまして、お祝いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。千鳥ヶ浜シーサイドエリア整備事業の凍結、これは担当課の事務手続きも終えまして、後は入札待ちの状況だったとこまで進んでいたのですが、新町長就任後、僅か2日目にして突然の事業凍結を決定されましたことに対しまして質問をいたします。この事業は校下7地区の長年の要望でもありまして、これまで町の合併等によりまして紆余曲折を経て、今やっと目の目を見た事業であります。その事業内容の意義については、この場において説明いたしません。この事業に対しましては国の補助金も決定されておりまして、そのいわば国のお墨付きといわれていた必要性のある事業だと思っております。その事業凍結のわけは土地所有者の同意が難しいとのことでありますが、それは土地所有者に対しての単なる見立てによるものではないのでしょうか。また、それとも町民目線の判断によるもののでしょうか。土地所有者の同意が得られれば、町単独事業として実行するとのことでありますが、その場合、当然財源の絡みもあるわけですが、いったい工期は何年ぐらいのお考

えなのでしょうか、お示してください。

また従来、道路建設におきましては、いわばその性質上、土地の買収と工期をいわば「見切り発車」的に並行して行っていくことが今まで数多く見られていましたが、今後の方針といたしまして道路整備には、すべての土地所有者の同意が前提条件となるものでしょうか。

また、早々の国への補助金の返上は、その分、当然町の負担として増えるわけですが、それは公約の財政改革とは異なるのではないのでしょうか。最後に、町政は税で成り立っていることを思うに、たとえ町のトップが交代いたしましても、一旦、意見集約をされ、そして結論を得たものは、特別な社会的な変化のない限り本筋において施策継続といったことが大切なのではないかと思います、それに対しての町長のお考えをお示し願いたいと思います。以上で質問を終わります。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

越後議員のご質問にお答えをいたします。

千鳥ヶ浜シーサイドエリア整備事業についての1点目の質問は、土地所有者の同意が得られれば、町単で実行するとのことだが、工事期間は何年ほどの見込みかとのご質問であります、土地所有者全員の同意が得られれば、工事期間の予測がつきませんが、事業費約8億円程度を町単だけではなく国の補助金を要望して、早急に工事が完成するように努めたいと思っております。

2点目の、今後の道路建設整備方針として土地所有者すべての同意が前提となるかとの質問についてであります、これにつきましては、道路改良の虫食い状態での整備を避けるため、国や県でも土地所有者の同意を原則としておりますので、町としてもそのようにしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをいただきたいと思っております。

3点目の、国の補助金を返上して町単独事業にするのは財政改革と異なっているのではないかとの質問であります、今回は、用地買収が困難であることが予測できまして、虫食い状態の道路改良工事を避けるために

国の採択を受けて内定通知のある調査費400万円を県と協議をしまして、町道高浜志賀の郷線の路面改良に充当しますが、土地所有者の全員の同意が得られしだい、町単事業で調査を実施して事業費は国の補助金を要望し、採択を受ける予定でありますので、決して凍結をするものではありませんのでよろしくお願いをいたします。どうぞ、今後ともご理解とご協力も賜りますよう重ねてお願いを申し上げ答弁とさせていただきます。

戸坂 忠寸計議長 1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長。

質問に先立ち、先の町長選挙におきまして、ご当選なさいました小泉新町長に心よりお祝いを申し上げます。町民目線で町政に取り組んでいかれるとのこと、私自身、大変期待をいたしておりますし微力でありますけれども協力できる所は協力していきたいと考えております。真に町民の方々が、志賀町はいい所だと心からそういえる町づくりを進めてくださるようよろしくお願いをいたします。

今定例会初日に町長の所信を聞かせていただきましたが、町長談話室の設置やタウンミーティングを開催して町民の方々の声を町政に反映し、より良い町づくりを進めていこうとする町長の熱い思い、十分に理解できずし協力もしていきたいと思えます。また、町長は企業を誘致するため全国を飛びまわると言われておることもお聞きいたしております。お体は一つしかないのですから、どうか体調には十分に気をつけられまして町長と同じ熱い思いを持っている大勢の町職員の方々と一致結束、協力してより良い町づくりを進めてほしいと思えます。

そこで、町民の方々に足を運んでいただいて、その声を町政に反映していくことはもちろん良いことですが、その一方で町職員の皆さんにも町長の思いを理解していただいて役場庁舎から、色々な業界、企業、施設等へ出向していただき、そこの現場の生の声、意見、情報等を報告いただいて町政に反映していくということも、より良い町づくりを進めていく一つのやり方かと思えますがどうでしょうか。行政は住民の方々に対しての最大のサービス業だと、よく耳にすることがあります。本日の各議員の

ご質問においてもそうであります。色々な業界、企業、施設の問題、そこで働いている方々の思い、悩み、あるいは体に障害のある方、その家族の方々の思い、悩み。町として取り組み解決していくべき問題が出てくるでしょうし、町民の方々にとって、役場、町長、町職員の皆さんがより身近な存在となって、より良い町づくりにつながっていくと思います。弱い立場の人達にやさしく、すべての町民に公平で頑張った人が報われる、町長が目指す町づくりにつながっていくと思います。町長のお考えをお聞かせいただいで、私の質問を終わります。

戸坂 忠寸計議長 小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

南議員のご質問にお答えをいたします。

町職員をいろいろな企業等へ派遣をし、その現場の声、意見、情報を今後の町政に反映してはどうかといったご質問であると思いますが、町では、平成19年に策定をした「志賀町人材育成基本方針」に基づき、県地方課や自治大学校への派遣、県税務課との職員交流事業など職員派遣を実施をして、行政事務に関する知識や技能の習得に努め、行政の運営にも大きな成果があったものと考えております。

しかしながら、議員がご指摘のように民間の事業所での職員派遣研修は、実施はしていませんでした。しかし昨今の民間企業の業務を体験し職員の意識改革と職務能力の開発・向上を目的として、各種企業等に職員を派遣する自治体が増加をしており、企業のコスト意識、スピーディーな取組姿勢、お客様に対する接客態度など民間に学び、行政経営に活かせる点が数多くあると思っております。

また、私の政治信条でもあります住民の意見を反映できる町政、生活者の目線に立った町政といった観点からも、職員が各種企業の皆さんと接し、事業所の実態、そこで働く皆さんのご意見などを聞かせていただくことは、大変貴重な体験であると考えております。

今後は職員派遣による業務への影響、派遣先、派遣期間なども考慮した上で、実施の可能性を検討していきたいと考えておりますのでよろしくお

願いをいたします。以上で終わります。

戸坂 忠寸計議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2. 町長提出 議案第80号ないし第100号

(委員会付託)

戸坂 忠寸計議長 次に、町長提出 議案第80号ないし第100号については、お手元に配布の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3. 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに

町長提出 認定第1号ないし第13号

(委員会付託)

戸坂 忠寸計議長 続いて、決算特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。町長提出 認定第1号ないし第13号、平成20年度一般会計ほか12会計の決算につきましては、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿の議員を指名いたしたいと思っております。

お諮りいたします。お手元に配布の名簿のとおり、

南 政夫 君 橘 照茂 君 須磨 隆正 君

越後 敏明 君 寺岡真貴子 君 富澤 軒康 君

林 一夫 君 久木 拓栄 君 山本 辰榮 君 を

それぞれ指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時、休憩をいたします。

(休憩) (午後 11時56分)

(再開) (午後 1時15分 出席議員 17名)

戸坂 忠寸計議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

決算特別委員長 寺岡 真貴子 君、

同副委員長 須磨 隆正 君、

以上のとおり選任された旨、報告がありました。

戸坂 忠寸計議長 次に、町長提出案件の追加について、お諮りいたします。

休憩中、小泉町長から、4件の追加案件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

したがって、4件の追加案件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 1. 町長提出 諮問第 1 号及び第 2 号、同意第 2 号及び第 3 号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

戸坂 忠寸計議長 追加日程に入り、町長提出 諮問第 1 号及び第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」並びに、同意第 2 号「教育委員会委員の任命について」及び、同意第 3 号「監査委員の選任について」に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

去る 10 月 13 日、提出しました案件に追加して、本日提案することを

お認めいただきました人事案件4件について、ご説明を申し上げます。

諮問第1号及び第2号は、いずれも人権擁護委員の推薦についてであります。

諮問第1号は、本年12月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となる高浜町の金谷 由紀枝(かなや ゆきえ)氏の再推薦であり、諮問第2号は、同じく本年12月31日をもって任期満了となる酒見の藤井 道代(ふじい みちよ)氏に代わり、中浜の前田 正子(まえだ まさこ)氏を新たに推薦するにあたり、いずれも議会の意見を求めるものであります。

同意第2号は、教育委員会委員の任命についてで、本年10月21日をもって任期満了となる鹿頭の小谷 貢(こたに みつぐ)氏に代わり、酒見の中島 進(なかじますすむ)氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第3号は、監査委員の選任についてで、本年10月20日をもって任期満了となる高浜町イの16番地の岡部 修(おかべ おさむ)氏を引き続き見識者として監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加案件の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

戸坂 忠寸計議長 説明を終わります。

(質疑・委員会付託・討論)

戸坂 忠寸計議長 お諮りします。

以上の各件は人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、以上の各件は、直ちに採決することに決定しました。

(採 決)

戸坂 忠寸計議長 これより諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本件は、これを適任として答申することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

よって、本件は、これを適任として答申することに決定しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

本件は、これを適任として答申することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

よって、本件は、これを適任として答申することに決定しました。

続いて、同意第2号「教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号「監査委員の選任について」を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(休 会)

戸坂 忠寸計議長 次に、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明17日から25日までの9日間は、休会いた
したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 ご異議なしと認めます。

よって、明17日から25日までの9日間は、休会することに決しま
した。

次回は、10月26日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 1時22分 散会)
